

令和2年分年末調整に係る申告手続きについて

令和2年分年末調整に係る申告手続きについて、留意いただきたい事項などをまとめておりますので、お役立てください。

◆申告書類は、以下の期日までに提出してください。

提出期限：11月4日(水)厳守！事務まで

1 提出書類

①必ず提出するもの

- ・ 職員用チェックリスト
- ・ 令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- ・ 令和2年分 給与所得者の保険料控除申告書
- ・ 令和2年分 給与所得者の基礎控除兼給与所得者の配偶者控除等兼所得金額調整控除申告書
- ・ 令和3年分 給与所得者の扶養控除(異動)申告書

②次に掲げる控除を受ける場合に提出するもの

《配偶者控除、配偶者特別控除、扶養親族控除》

I. 対象者のうち、給与収入があるもの又は無収入のもの

- ・ 給与支払見込調書（配偶者又は扶養親族の本年中の収入金額が分かる書類で代用可）

II. 対象者のうち、公的年金収入があるもの

- ・ 8月諸手当調査で提出した額改定通知書等の写し（事務職員からもらってください）

III. 対象者のうち事業所得等があるもの

- ・ 事業収入申立書

《非居住者（国外居住親族）の扶養控除》 ※詳細は、国税庁ホームページでも確認できます

- ・ 親族関係書類の写し

①戸籍の附票の写し、その他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族のパスポートの写し

②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り）

- ・ 送金関係書類の写し

①金融機関が行う為替取引により職員から国外居住親族に支払いしたことを明らかにする書類の写し

②クレジットカードを提示して国外居住親族が商品等を購入したこと等により、商品等の代金に相当する金銭を職員から受領したこと等を明らかにするクレジットカード発行会社の書類の写し

《障害者控除》及び《所得金額調整控除（特別障害者の場合）》

- ・ 障害者手帳の写しなど障害者に該当することを証明する書類

《生命保険料控除》

- ・ 本年中に支払った生命保険料の金額や保険契約者などを証明するために生命保険会社等が発行した証明書類

※保険料の支払が未済の場合、「予定額のお知らせ」でも申告できますが、保険料支払い後に発行される控除証明書が届き次第、必ず提出してください。

※旧生命保険料に係るもので、1契約9,000円以下のものは添付不要です。

《地震保険料控除》

- ・ 本年中に支払った地震保険料の金額や保険契約者などを証明するために損害保険会社等が発行した証明書類

《社会保険料控除》

- ・ 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金に係る控除証明書
※その他の社会保険料(国民健康保険料等)は添付不要です。
※控除証明書が手元に届いていない場合は、領収証書のコピーで申告できます。ただし、控除証明書が届き次第必ず提出してください。

《住宅借入金等特別控除》

- ・ 所轄の税務署から送付された給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
- ・ 借入等を行った金融機関等が発行した住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

《小規模企業共済等掛金控除》

- ・ 中小企業基盤整備機構、国民年金基金連合会又は地方公共団体が発行した掛金の証明書
※個人型確定拠出年金(iDeCo・イデコ)の申告は、この欄に記載してください。

③職員本人が次に掲げる事由に該当する場合に提出するもの

《本年中に採用された新規採用職員、割愛採用職員、臨時採用教職員で採用前に給与所得がある場合》

- ・ 本年中の県採用前の期間に係る給与所得の源泉徴収票
※本県の臨時採用教職員、本採用職員であった場合も提出すること
※アルバイト等の給与所得についても提出すること

《本年中に再任用職員となった場合》

- ・ 本年中の本採用職員であった期間に係る給与所得の源泉徴収票(退職所得は除く)

《本年中に公益的法人等への派遣(※県から主たる給与が支給されない公益的法人(熊大附属)等への派遣職員、組合専従職員等)から復帰した場合》

- ・ 本年中の公益的法人等への派遣期間に係る給与所得の源泉徴収票

2 各種控除について

年末調整において申告する各種控除の内容です。一度ご確認ください。

① 配偶者控除・扶養親族控除

- ◆ **所得金額とは**、所得の種類に応じ、収入金額から必要経費を差し引いた金額です。合計所得金額が48万円以下であれば、控除対象配偶者や扶養親族とすることができます。
所得金額は、次の計算式により算出します。

- ・ 本年中の収入が給与のみの場合

$$\text{給与の収入金額} - \text{給与所得控除額(55万円)} = \text{給与所得の金額}$$

給与の収入金額が103万円以下であれば、控除対象配偶者や扶養親族の対象となります。
なお、非課税とされる所得(交通費や通勤手当に含まれる非課税額)の金額は含まれません。

- ・ 本年中の収入が公的年金等のみの場合

$$\text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除額(※)} = \text{公的年金等に係る雑所得の金額}$$

※65歳以上の人：110万円
※65歳未満の人：60万円

公的年金等の収入金額が65歳以上的人是158万以下、65歳未満の人は108万円以下であれば、控除対象配偶者や扶養親族の対象となります。
なお、非課税とされる所得(障害基礎年金や遺族厚生年金等)の金額は含まれません。

- ◆ **必ず、収入見込み額を確認し、所得金額を算出してください。**

② 生命保険料控除

- ◆ 控除証明書に記載された保険区分（一般の生命保険・介護医療保険・個人年金保険）及び新旧区分（新保険・旧保険）を確認し正しく記入してください。5 ページに記載の＜生命保険料申告フローチャート＞をご利用ください。
- ◆ 支払った保険料等の金額は、証明書に記載されている証明日現在の払込済額ではなく、本年中（12 月末まで）に払い込むこととなる額を記入してください。また、配当金、割戻金等がある場合はそれらを除いた金額を記入してください。
- ◆ 1 枚の証明書に複数の契約（例：一般と介護）がまとめて記載されている場合がありますので注意してください。
- ◆ 申告できる保険契約の数に制限はありませんが、控除額が上限に達した場合は、それ以上の契約の申告は不要です。

＜保険区分ごとの控除上限額＞

（※控除額の上限であり、保険料の上限ではありません。）

	一般の生命保険	介護医療保険	個人年金保険	合計額
旧保険料	50,000 円	—	50,000 円	控除額の合計が 120,000 円を超える場合は、最高 120,000 円が限度
新保険料	40,000 円	40,000 円	40,000 円	
旧保険料＋新保険料	40,000 円	—	40,000 円	

※「一般の生命保険」及び「個人年金保険」については、「旧保険料」、「新保険料」、「旧保険料＋新保険料」のうち、控除額が一番大きくなるものが適用されます。

③ 社会保険料控除

- ◆ 国民年金保険料及び国民年金基金の掛金の控除を受ける場合には、支払った保険料等の多少に関係なく控除証明書原本の添付が必要です。

④ 地震保険料控除

- ◆ 1 枚の控除証明書に「地震保険料」と「旧長期損害保険料」の両方の記載がある場合、それぞれ控除額を計算し、いずれか一方（有利な方）を選択して記入してください。（両方の控除はできません）

⑤ 基礎控除

- ◆ **基礎控除とは**、所得者の合計所得金額が 2,500 万円以下である場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から 48 万円を限度として、所得者の合計所得金額に応じた金額を控除するものです。**控除を受けるには、基礎控除申告書の提出が必要となります。**

⑥ 所得金額調整控除

- ◆ **所得金額調整控除とは**、その年の給与の収入金額が 850 万円を超える所得者で、次の「要件」のいずれかに該当する場合に、給与の収入金額（上限 1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除するものです。

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| （1） 本人が特別障害者に該当する者 | （2） 特別障害者である同一生計配偶者を有する者 |
| （3） 特別障害者である扶養親族を有する者 | （4） 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する者 |

⑦ 配偶者特別控除

- ◆ **配偶者特別控除とは**、所得者が生計を一にする配偶者で控除該当配偶者に該当しない人を有する場合、所得者本人の所得金額の合計額から 38 万円を限度として控除するものです。（所得の考え方は、①と同様）

配偶者の合計所得金額が 48 万円以下又は 133 万円を超えるときは、配偶者特別控除は受けられません。

- ※ 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が 1 0 3 万円以下のとき又は 2 0 1 万円 6 千円以上であるとき、また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が年齢 6 5 歳以上の人については 1 5 8 万円以下のとき又は 2 4 3 万円以上であるとき、年齢 6 5 歳未満の人については 1 0 8 万円以下のとき又は 2 1 4 万円を超えるときは、配偶者特別控除は受けられません。

- ◆ **必ず、収入見込み額を確認し、所得金額を算出してください。**
- ◆ **配偶者控除と配偶者特別控除の両方の控除はできません**

⑧ 住宅借入金等特別控除

- ◆ 税務署長から送付された「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」に所要事項を記入し、借入れをした金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を添付してください。

<借換えを行った場合の取扱い>

- 年末残高等証明書については、摘要欄等に「借換え直前の当初住宅借入金等残高」が記載されたものを提出してください。記載がない場合は、「借換え直前の当初住宅借入金等残高□□□円」と直接記入してください。
- 「借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額」が「借換え直前の当初住宅借入金等残高」を上回っている場合には、次により計算した金額が特別控除に係る「住宅借入金等の年末残高」となります。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \quad \times \quad \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

<連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合の取扱い>

- 「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」の備考欄に、他の連帯債務者から「私は連帯債務者として、住宅借入金等の残高□□□円のうち、□□□円を負担することとしています。」等の文言、住所及び氏名の記入と押印を受けてください。また、その人が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入してください。

※連帯債務の場合、必ず連帯債務者との負担割合が分かる書類（確定申告時の計算書等）を添付して下さい。

- ◆ 現住所と対象住宅の所在地が異なる場合は、申告書余白に理由を記入してください。
- ◆ **住宅借入金等特別控除の種類（適用区分）については、住宅借入金等特別控除申告書の右下、又は同申告書内の証明書に記載されている「居住年月日」の記載を確認してください。**

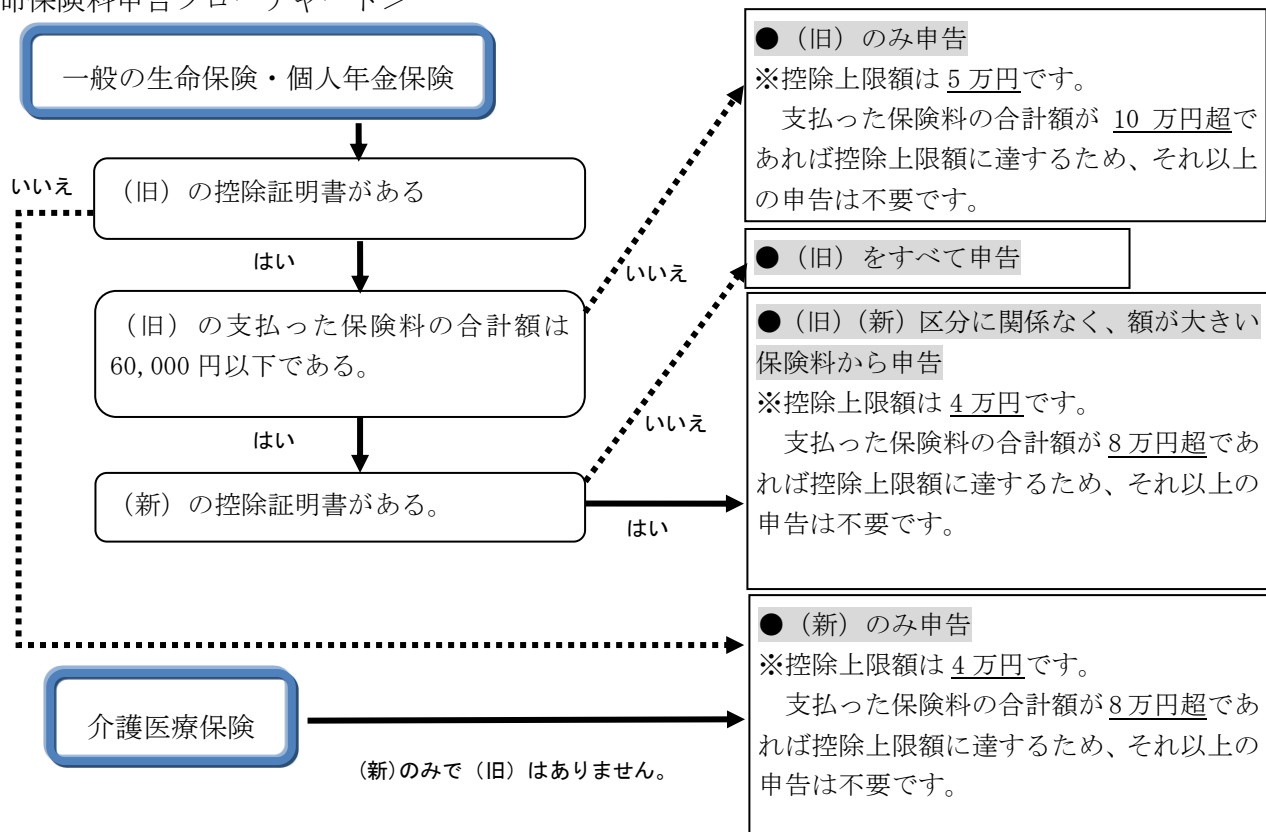
3 法人番号及び個人番号の記載について

- ◆ 法人番号は、全ての申告書に記入が必要です。

熊本県法人番号 「7000020430005」

- ◆ 扶養控除異動申告書（平成31年及び令和2年）へは個人番号を記入してください。
※異動等のため、マスキングしている場合は、余白等に記入してください。
※個人番号カード又は通知カードの写しの提出は不要です。
- ◆ 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別申告書、給与所得者の保険料控除申告書及び給与所得者の配偶者控除等申告書へは、個人番号を記入しないでください。

<生命保険料申告フローチャート>



詳細は、「年末調整のしかた」や国税庁ホームページを参照してください。